（準用規定）

第二十条　第二条第一項（第四号を除く。）、第三条、第五条、第五条の四から第七条の二の四まで、第七条の四から第十条まで、第十二条及び第十三条の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出、被保険者証、被保険者資格証明書及び高齢受給者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）
第七条第一項	（略）
当該世帯主が住所を有する市町村	組合
世帯主の	組合員の
当該世帯主が当該	当該組合員が当該
第七条第三項	
世帯主は	組合員は
当該世帯主が住所を有する市町村	組合
第七条第四項	
世帯主以外	組合員以外
世帯主を	組合員を
当該世帯主が住所を有する市町村	組合
世帯主の	組合員の
世帯主に	組合員に
第七条第五項	
市町村	組合
世帯主	組合員
（略）	（略）
第七条の四第四項及び第七項	（略）
（略）	（略）

（申請書の記載事項）

第二十八条の二　第七条、第七条の四、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十六条の六の四、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十四の五、第二十七条の十六及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日（第七条第一項第二号に掲げる書類を提示する場合の同条又は第七条の四の申請書にあつては申請人の氏名、住所及び申請年月日）を記載しなければならない。

（準用規定）

第二十条　第二条第一項（第四号を除く。）、第三条、第五条、第五条の四から第七条の二の四まで、第七条の四から第十条まで、第十二条及び第十三条の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出、被保険者証、被保険者資格証明書及び高齢受給者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）
第七条第一項及び第三項	（略）
	当該世帯主が住所を有する市町村　組合
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
第七条の四第四項及び第六項	（略）
（略）	（略）

（申請書の記載事項）

第二十八条の二　第七条、第七条の四、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十六条の六の四、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十四の五、第二十七条の十六及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日（第二十七条の申請書にあつては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日）を記載しなければならない。